組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年三月六日であり、組織変更後の商号は株式会社ショーワといたします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年一月二十九日

東京都墨田区本所四丁目二四番二号

昭和金属合名会社

代表社員　吉野　潔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年一月二十九日

東京都港区六本木五丁目一六番五〇号六本木デュープレックスM’s四〇七

合同会社COMFORT

代表社員　竹内　仁

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年一月二十九日

名古屋市昭和区川原通五丁目五番地

合同会社SUN　PRONTO

代表社員　山口　隆幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百七十万円減少し七百万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十六年一月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年一月二十九日

宮城県黒川郡大衡村大衡字亀岡二―一七

きぎょう観光有限会社

代表取締役　大内　清春

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千一百五万一千五百五十二円減少し九千万一千八十四円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年九月十九日

掲載頁　九十四頁（号外第二〇四号）

平成二十六年一月二十九日

埼玉県鴻巣市天神三丁目六七三番地

株式会社保健科学東日本

代表取締役　久川　芳三

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年一月二十九日

千葉県市川市市川三丁目三六番一三号

有限会社ケイエムアセット

代表取締役　宮内　謙

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年二月十四日を基準日と定め、同日正午現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年二月二十八日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年一月二十九日

東京都渋谷区渋谷三丁目一番八号

株式会社T．C．FACTORY

代表取締役　長　俊広

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年二月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年一月二十九日

東京都江東区東陽五丁目二九番四〇号

辰巳自動車交通株式会社

取締役　田野崎八重子

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市旭区中尾二丁目二二番、最後の住所神奈川県横浜市旭区二俣川一丁目六九番地二　二俣川住宅九一〇号

被相続人　亡　岩﨑　達彦

右被相続人は平成二十五年九月二十七日死亡し、その相続人は平成二十六年一月二十日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

神奈川県横浜市旭区中尾二丁目二二番九号

限定承認者　岩﨑吉太郎

限定承認公告

本籍大阪府大阪市旭区大宮一丁目二九番地、最後の住所奈良県宇陀市榛原八滝六二二番地

被相続人　亡　小笹清八郎

右被相続人は平成二十五年八月三十一日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月二十八日奈良家庭裁判所葛城支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十九日

大阪府大阪市此花区伝法五丁目五番三一号

相続財産管理人　北村　由貴

公示送達

松秋区第三三八号

松戸都市計画事業秋山土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十九条第二項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知は、送付を受けるべき者が受領を拒み、もしくは、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

松秋区第一〇三号

平成二十四年九月十二日

平成二十二年五月三十一日付け松秋区第二十九号で指定した仮換地について、使用または収益を開始することができる日を左記のとおり定めたので、土地区画整理法第九十九条第二項の規定により通知します。

記

書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所並びに収益を開始することができる日と仮換地

氏名　吉田　勇

住所　千葉県松戸市高塚新田四〇一番地の三七

仮換地の使用または、収益を開始することができる日

平成二十四年九月十二日

仮換地　三〇街区一七号

教示

一、この通知に不服がある場合には、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二、この通知については、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内に、松戸市秋山土地区画整理組合を被告として（訴訟において松戸市秋山土地区画整理組合を代表する者は理事長となります。）、通知の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、右記一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、通知の取消しの訴えを提起することができます。

なお、仮換地の使用収益開始日の通知については、組合掲示場に掲示してあります。

以　上

平成二十六年一月二十九日

千葉県松戸市高塚新田四〇五番地

松戸市秋山土地区画整理組合

理事長　秋谷　保

第４期決算公告　平成26年１月29日

東京都千代田区神田小川町一丁目１番地

株式会社ＤＫＳロジスティクス

代表取締役社長　折田　健造

貸借対照表の要旨（平成25年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	43,552
	固定資産	501
	資産合計	**44,053**
負債及び純資産の部	流動負債	23,105
	固定負債	1,719
	負債合計	**24,825**
	株主資本	19,228
	資本金	20,000
	利益剰余金	△771
	その他利益剰余金	△771
	（うち当期純利益）	(8,336)
	純資産合計	**19,228**
	負債・純資産合計	**44,053**